

令和二年十月二日受領
答弁第一〇号

内閣衆質二〇二第二一〇号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員川内博史君提出嘉徳海岸侵食対策事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君提出嘉徳海岸侵食対策事業に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「嘉徳海岸侵食対策事業」（以下「本事業」という。）は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成二十二年三月二十六日付け国官会第二千三百十七号国土交通事務次官通知）に基づき、平成二十八年四月一日に社会資本整備総合交付金の交付決定がされた事業であるところ、交付決定当時の同要綱においては、事業の費用便益比を社会資本整備総合整備計画に記載することを要しないこととしており、本事業についても、事業の費用便益比の同計画への記載は求めている。